

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を平成18年3月21日とし、申立期間①の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成18年12月28日は15万円、19年6月30日及び同年12月28日は20万円、20年7月25日及び同年12月26日は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月21日から同年4月1日まで
② 平成18年6月30日
③ 平成18年12月28日
④ 平成19年6月30日
⑤ 平成19年12月28日
⑥ 平成20年7月25日
⑦ 平成20年12月26日

A社に勤務していた申立期間①についての給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の加入期間に追加してほしい。

また、申立期間②から⑦までについて、A社における賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、その記録が無いので、年金記録

を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、特例法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も、同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給与明細書から、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の申立人に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額から、19万円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成18年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によると、同社は昭和59年6月26日に法人として設立登記されており、当該期間は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間①において申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用対象の事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③から⑦までについては、申立人が所持する給与明細書から、申立人は申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与明細書に記載された保険料控除額から、平成18年12月28日は15万円、19年6月30日及び同年12月28日は20万円、20年7月25日及び同年12月26日は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に適用事業所でなくなっており、事業主（当時）から回答が無く、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間②については、申立人は、給与明細書を所持していない上、申立人が居住する市が保管する平成 18 年の給与支払報告書の社会保険料控除額と申立人が所持する当該期間以外の給与明細書の社会保険料控除額の累計額は一致しており、申立人が当該期間について厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 48 年 3 月まで

20 歳になった昭和 44 年*月頃から、国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に納めた。また、これとは別に実家のある市において母親が国民年金に加入してくれて申立期間の国民年金保険料を納めていたと聞いた記憶もある。未納となっている申立期間の年金記録を訂正するとともに、母親が重複して納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 区が保存する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の加入者の資格取得日から、申立人は昭和 46 年 5 月に同区において国民年金に加入したものと推認でき、その時点では、申立期間の一部（昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで）の国民年金保険料は、時効により納付できない上、過年度納付できた 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料について、申立人にこれを遡及して納付した記憶はない。

また、申立人の母親が加入手続を行ったと主張する実家のある市を含め、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に居住したと主張する 3 区（B 区、A 区、C 区に次いで、再び B 区に居住したと供述）において転出入時に国民年金の異動手続を行った記憶はないと供述している上、国民年金手帳記号番号払出簿では、A 区から B 区に転居した記録となっていることから、行政は申立人の居住地を必ずしも把握しておらず、申立人に加入後の国民年金保険料の納付書を的確に交付できなかった状況がうかがえる。

加えて、申立期間に係る国民年金の加入状況（加入場所、加入時期等）及び国民年金保険料の納付状況（納付場所、納付時期、納付金額等）について、

申立人の記憶は曖昧である上、申立人とは別に、実家のある市において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとするその母親は既に死亡しており、これらの状況が不明である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年10月までの期間及び6年12月から7年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から同年10月まで
② 平成6年12月から7年6月まで

申立期間の国民年金保険料は未納と記録されているが、仮に国民年金保険料に滞納があったとしても支払の督促に応じて納めているはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は平成9年8月28日に4年6月29日を資格取得日として初めて国民年金に加入したことが確認でき、この加入時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人に対して、平成8年12月以前に国民年金の加入手続を行った者に対して払い出されていた国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間の国民年金保険料に係る納付書は発行されていないものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 2 日から 17 年 2 月 24 日まで
A社に勤務していた際の標準報酬月額が 12 万 6,000 円とされているが、申立期間当時は日給 8,000 円で月 25 日出勤し、月に 20 万円の給与を受けており、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、申立人に係る給与支払報告書により推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回っているが、同報告書により推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、申立てに係る事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（事業主控）及び年金事務所が保管する平成 16 年の同被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致する上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録に遡って訂正された形跡は無いなど、行政の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 25 日から同年 12 月 1 日まで
日記帳から、A社に昭和 46 年 11 月 25 日から勤務していたことが確認できるにもかかわらず、同社における厚生年金保険の加入日が同年 12 月 1 日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の日記帳の写し及び申立てに係る事業所から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書の資格取得日から、申立人は申立期間を含む昭和 46 年 11 月 25 日から 47 年 1 月 20 日まで同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の事務担当者は、厚生年金保険の加入日について「申立期間当時は、賃金計算の締日（20 日）から月末までに入社した者については翌月 1 日に社会保険に加入させていた。」と証言している上、申立人が一緒に入社したと供述している失業保険被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和 46 年 11 月 25 日である元同僚の厚生年金保険の被保険者資格の取得日も申立人と同じ 46 年 12 月 1 日となっている。

また、申立てに係る事業所は、厚生年金保険料は当月分の給与から控除していた旨回答しているところ、申立人が所持する昭和 46 年 12 月分（12 月 20 日締め初任給）の給与明細書に記載されている保険料控除額は、申立人の同月の標準報酬月額に基づく保険料額（1 か月分）である上、翌 47 年 1 月分（1 月 20 日締め退職月給与）の給与明細書では保険料は控除されていないことから、同事業所は社会保険事務所（当時）に届け出たとおりの厚生年金保険料を控除しており、46 年 11 月の保険料は控除していないと推認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認めることはできない。